

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
熊本市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
熊本市長

公表日
令和1年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、精神又は身体に障がいをもつ児童を監護するものに対して手当を支給することにより児童の福祉の増進を目的とする。熊本市では、以下の事務にて特定個人情報ファイルを作成する。 ①特別児童扶養手当支給認定事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③特別児童扶養手当未払手当の支給に関する事務 ④特別児童扶養手当額改定請求に関する事務 ⑤特別児童扶養手当現況届に関する事務 ⑥特別児童扶養手当受給資格の変更に関する事務
③システムの名称	①障がい者手当システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特別児童扶養手当ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の16、19、26、56の2、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 (情報照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第37条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課
②所属長の役職名	障がい保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	熊本市総務局法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]